

令和8年度 事業計画書

更生保護法人 群馬県仏教保護会

方針

更生保護法人群馬県仏教保護会は、群馬県下の各寺院が母体となって設立され、犯罪や非行をした対象者を保護し、その再犯を防止する重要な役割を担っている。被保護者に宿泊所や食事の供与、生活指導、金品の給貸与、教養・訓練・医療・就職の援助、帰住環境の改善や調整など、処遇の適正な実施を図る。

1. 全面改築（更生保護施設大規模整備）事業を遂行する。また、本年度は5月末日まで宿泊保護事業を行い、以後は同事業を休止する。なお、新設完成後、速やかに同事業を再開できるよう準備する。

2. 被保護者の積極的な確保

宿泊保護事業再開後、速やかに経営を安定させるため、生活環境調整で当会への帰住を希望する対象者の引受けを積極的に行う。そのため、関東管内の刑務所や少年院へは、従来どおり面接を行い、遠隔地はアンケート調査の他、Microsoft Teams を活用した施設面接を実施する。また、前橋刑務所及び前橋保護観察所との生活環境調整会議についても、前年度に引き続き積極的に行う。対象者の保護の必要性、自立更生に必要な手立ての内容、自立更生の見込みなどを支援計画書にまとめ、適切な処遇を行えるよう準備する。

特に高齢者や障害を有する者に対し、その特性に配慮しつつ社会復帰を促すための処遇を行う指定施設として、関係機関及び地方自治体と連携し、高齢者や障害のある者について積極的な引き受け、自立準備支援を実施する。

3. 被保護者に対する処遇

(1) 常に誠意ある態度で接し、個別的又は集団的に処遇を行い、社会生活に適応させるための態度や習慣及び能力を養わせる。

(2) 自立更生意欲を持たせるための動機付けを行い、被保護者にふさわしい方法で処遇し、継続的に面接を行う。

(3) 就労による自立が困難な被保護者に福祉支援を受ける動機付けや道筋作りを行う。また、関係機関と支援会議を行い、処遇の充実・強化を図る。

(4) 各種集団処遇を実施する。

4. 退所者へのフォローアップ

更生保護施設を退所するなど地域に生活基盤を移行した者に対して、社会生活に適応させるために必要な生活指導としてフォローアップ事業を営む。フォローアップ事業の内容は、生活相談支援とする。

5. 職員の処遇力向上

(1) 犯罪者処遇の専門職としての意欲を持ち、被保護者を効果的に社会適応さ

せるための専門性や組織性を高める。

(2) 職員の処遇力の向上のため、次のような研修の実施や会合に参加する。

ア 前橋保護観察所指導の下、被保護者を対象とした研修を実施する。

イ 自立困難な高齢者、疾病者等の処遇対策について意見交換する。

ウ 各種研修会に参加する。

(3) 処遇体験を積むため、更には地域における関係機関との連携のため、保護司である職員については可能な限り、居住地が当施設以外の保護観察対象者を担当する。

6. 関係機関との連携協力・広報

(1) 前橋保護観察所との協議会。

(2) 群馬県保護司会連合会をはじめとする、群馬県内の更生保護団体との連携強化。

(3) 福祉支援等に関する地方自治体、地域生活定着支援センター、群馬県就労支援事業所等、関係機関との連携強化及び協議会の開催。

(4) 群馬県内の矯正施設との連携強化及び協議会の開催。

(5) 地域住民に対する当施設の理解及び施設活用の増進

7. 会議の開催

(1) 常務理事会（随時）

(2) 理事会（随時）

(3) 評議員会（随時）

8. 運営資金の造成と感謝状授与申出申請

(1) 所管庁に対して個人寄付に係る税額控除の対象となる更生保護法人の証明手続きを行う。

(2) 上記(1)の対応のほか、運営資金造成のため、当会の事業にご理解をいただくよう積極的な広報を通じて、賛助会員の増進を行う。

(3) 寄附協力者（特別賛助会員）に対して、法務大臣及び関東地方更生保護委員会委員長感謝状授与申出申請を行い、感謝状伝達の式典を行う。

9. 機関誌の発行及びホームページの運営

群馬県仏教連合会並びに当会の活動状況の報告・情報を伝えるため、機関誌「群馬仏連・仏保」を年1回発行する。また、ホームページについても適宜内容を更新し、積極的な広報活動に努める。

10. 令和8年度に予定されている大規模改修工事に向けて適宜建設委員会を開催する。

11. 新施設に設ける、集会室と地域交流室の有効活動。

現在の会議室と集会室は3階にあり、主に会議の会場、寮生への集団処遇実施会場、施設見学時の状況説明をする会場として使用している。新施設では、

集会室と地域交流室を1階に設けて使用しやすくし、地域住民へも開放するほか、各種団体に会議室等としての活用を促す。

1.2. 新施設に設ける、職員事務所に隣接した面接室の有効活用。

現在の面接室は、他室とパーテーションで仕切り、主に施設職員や保護観察官等が使用している。しかし、新施設では、職員事務所に隣接した面接室を設けるため、24時間365日職員が常駐している特性を活かし、地域の保護司が、夜間や土日曜日・祝日にも安心して利用できる面接場所として開放し、保護司会へ積極的な活用を促す。

1.3. 地域における災害時の一時避難場所として備える。

地震や風水害等の自然災害時に、一時的な避難場所として地域住民を迎え入れられるよう、食料や日用品を備える。そして、自治会などを通して地域住民に周知し、安心安全な地域作りに寄与する。

1.4. 公益事業・収益事業開始に向けた準備。

職員宿舎について、現在、職員は施設建物内の宿直室を利用しており、新施設も同様の運用を予定している。そのため、職員宿舎が空き部屋のままになることから、固定資産の有効活用や運営資金造成、宿泊型保護事業を除く改善更生のために自立支援が必要な者の積極的な受け入れなどを目的とし、公益事業及び収益事業開始に向けた準備を進める。また、その他、公益事業・収益事業についても開始に向けた検討、準備を行う。